

PATENT COOPERATION TREATY

PCT

INTERNATIONAL PRELIMINARY REPORT ON PATENTABILITY

(Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 44bis)

Applicant's or agent's file reference PC-11582	FOR FURTHER ACTION		See item 4 below
International application No. PCT/JP2008/072176	International filing date (<i>day/month/year</i>) 05 December 2008 (05.12.2008)	Priority date (<i>day/month/year</i>)	
International Patent Classification (8th edition unless older edition indicated) See relevant information in Form PCT/ISA/237			
Applicant OLYMPUS CORPORATION			

<p>1. This international preliminary report on patentability (Chapter I) is issued by the International Bureau on behalf of the International Searching Authority under Rule 44 bis.1(a).</p> <p>2. This REPORT consists of a total of 6 sheets, including this cover sheet.</p> <p>In the attached sheets, any reference to the written opinion of the International Searching Authority should be read as a reference to the international preliminary report on patentability (Chapter I) instead.</p>																								
<p>3. This report contains indications relating to the following items:</p> <table> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>Box No. I</td> <td>Basis of the report</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. II</td> <td>Priority</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. III</td> <td>Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. IV</td> <td>Lack of unity of invention</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>Box No. V</td> <td>Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VI</td> <td>Certain documents cited</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VII</td> <td>Certain defects in the international application</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VIII</td> <td>Certain observations on the international application</td> </tr> </table> <p>4. The International Bureau will communicate this report to designated Offices in accordance with Rules 44bis.3(c) and 93bis.1 but not, except where the applicant makes an express request under Article 23(2), before the expiration of 30 months from the priority date (Rule 44bis .2).</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. I	Basis of the report	<input type="checkbox"/>	Box No. II	Priority	<input type="checkbox"/>	Box No. III	Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability	<input type="checkbox"/>	Box No. IV	Lack of unity of invention	<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. V	Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement	<input type="checkbox"/>	Box No. VI	Certain documents cited	<input type="checkbox"/>	Box No. VII	Certain defects in the international application	<input type="checkbox"/>	Box No. VIII	Certain observations on the international application
<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. I	Basis of the report																						
<input type="checkbox"/>	Box No. II	Priority																						
<input type="checkbox"/>	Box No. III	Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability																						
<input type="checkbox"/>	Box No. IV	Lack of unity of invention																						
<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. V	Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VI	Certain documents cited																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VII	Certain defects in the international application																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VIII	Certain observations on the international application																						

	Date of issuance of this report 07 June 2011 (07.06.2011)
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland	Authorized officer Masashi Honda
Facsimile No. +41 22 338 82 70	e-mail: pt08.pct@wipo.int

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 棚井 澄雄 様 えて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 27.01.2009	

出願人又は代理人 の書類記号 PC-11582	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
----------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2008/072176	国際出願日 (日.月.年) 05.12.2008	優先日 (日.月.年)
-------------------------------	-----------------------------	----------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B1/00(2006.01)i, A61B1/06(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 オリンパス株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 15.01.2009

名称及びえて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 右高 孝幸 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2 Q	9808
--	--	-----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	<u>2-9, 11, 15</u>	有
	請求の範囲	<u>1, 10, 12-14, 16, 17</u>	無
進歩性 (IS)	請求の範囲	<u>2-7</u>	有
	請求の範囲	<u>1, 8-17</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	<u>1-17</u>	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2008-284030 A

文献2 : WO 2006/038502 A1 & US 2008/0089089 A1

文献3 : WO 2007/105647 A1 & US 2009/0003400 A1

文献4 : JP 2008-289712 A

<請求の範囲1, 17>

文献1段落35, 36、67-74、図1, 7, 8参照。この文献1におけるファイバー4a・照明光照射用柱状透明部材11は、いずれも照明光を伝送する機能を有するから、それぞれ本願発明における第一・第二の光伝送部に相当する。

よって、請求の範囲1, 17に記載された発明は文献1に記載されているので、新規でない。

<請求の範囲2-7>

請求の範囲2-7に記載された発明は、国際調査報告書に提示されたいずれの文献にも記載されておらず、また当業者にとって自明なものでもない。

(いずれの文献にも、蛍光部材を可撓管内に設けた例が示されていない。)

<請求の範囲8>

文献2の段落74, 138には、波長変換部材30を励起光1の射出部12に設けることが記載されている。そして段落21には、発光素子11と射出部12との間にレンズ13を設けることが記載され、その様子が図1に示されている。

上記の段落74, 138の状況においては、レンズ13(段落21参照)・ライトガイド20が、それぞれ本願発明の第一・第二の光伝送部に相当する。

そして、文献2の段落103に、文献2に開示された発光装置を内視鏡装置に採用することが記載されており、これに従い文献1の図8に示された内視鏡装置に採用すると、結果的に蛍光部材は装置本体内に設けられる。

これを想到することは、当業者にとって自明である。

(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

<請求の範囲 9>

文献 1 段落 49 に照明光を拡散することが記載されている。この拡散のため拡散板を採用することは周知技術である。

<請求の範囲 10>

文献 2 の段落 74, 91、図 5 (m) に示されたライトガイド 20・波長変換部材 30・レンズ 75 b は、それぞれ本願発明の第一の光伝送部・蛍光部材・第二の光伝送部に相当する。

そして、段落 103 以降に、発光装置を内視鏡装置などの各種用途に採用する例が示されている。そのうち段落 122、図 9 を参照すると、輝度を増すためには、単位発光装置ユニットを複数個を採用すれば良いことが、当業者には明らかである。

よって、請求の範囲 10 に記載された発明は文献 2 に記載されているので、新規でない。

<請求の範囲 11>

励起光を蛍光部材で波長変換する照明装置において、蛍光部材に放熱手段を設けることは、例えば文献 3 段落 13 に記載されているように周知技術である。

<請求の範囲 12>

文献 4 段落 19-21、図 2 参照。

この文献 4 における照明用ライトガイド 13、照明用光学系 15 は、それぞれ本願発明における第一、第二の光伝送部に相当する。

よって、請求の範囲 12 に記載された発明は文献 4 に記載されているので、新規でない。

<請求の範囲 13>

文献 4 の段落 21 には、入力側光検出部 20 a が装置本体内に設けられると記載されている。

ここで、請求の範囲 13 には入力側光検出部が蛍光部材に近接して設けられると特定されているが、その近接の程度が不明なため、文献 4 との明確な相違は見出せない。

<請求の範囲 14>

文献 1 段落 36-48、図 1 参照。

(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

<請求の範囲 15>

文献1の段落9、図15を参照すると、従来、出力側光の検出信号を挿入部内で作成していたことが説明されている。

このように挿入部を通して信号を伝送するとき、挿入部内に増幅器を設けることは内視鏡における周知技術である。

よって、文献1において、出力側光の検出信号を挿入部内で作成し、その信号の増幅器を挿入部内に設けることは、当業者にとって自明なことである。

<請求の範囲 16>

文献1の符号4a, 11は共に光を案内するものであるから、ライトガイドである。

また、文献1の段落35、図1に示された光ファイバからなる検出用照明光導光手段5aも、本願発明の第二の光伝送部に相当する。この符号5aは明らかにライトガイドである。